

岸和田市地域公共交通協議会報償及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会の委員（以下「委員」という。）の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償の額)

第2条 委員の報償は月額9,000円とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、府、市及びその他団体の常勤職員
- (2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに公安委員会からの選出委員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

(費用弁償の額)

第3条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により、支給する旅費の額は、岸和田市の例によるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。